# TTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTT

# 佐久市産後ケア事業(ショートステイ型)

出産後のお母さんと赤ちゃんが、安心して自宅での生活をスタートできるよう 医療機関等に宿泊して、助産師による心身のケアや育児に関する助言を受けられます。

### ●対象者 (以下の全てに当てはまる方)

- 市内に住所を有するお母さんと赤ちゃん
- お母さん、赤ちゃんともに医療処置の必要のない方
- お母さんの体力回復に小配がある、育児不安がある等の理由で支援が必要な方

### ●利用できる期間

7日間までで希望する日数

#### ●受けられる支援内容

- お母さんの心身の健康管理及び生活面に関すること
- ・乳房管理に関すること
- ・沐浴や授乳等の育児に関すること
- その他必要とすること
- ●利用できる施設・料金等(裏面参照)

## ●その他

- 各施設の受け入れについては、市が確認・調整します。
- ・空き状況等により利用日の調整をお願いしたり、利用できない場合があります。
- 電子申請の場合、受付完了までに時間がかかります。お急ぎの場合は申請後、直接電話にてお問い合わせください。

## ●利用方法

利用を希望される方は事前申請が必要です。

・健康づくり推進課または各支所健康づくり推進係へ申請書を提出(ホームページから電子申請も可)
・申請の際に保健師等が面接をします。
(電子申請の場合は電話でお話を伺います)

・市から受託施設に受け入れ確認
・市から受託施設に受け入れ確認
・利用の可否について
・利用が認められた場合は、「利用承認通知書」をお送りしますので、利用する施設に連絡し、利用の詳細について確認してください。

・産後ケア事業を利用後は、直接施設に利用者負担額(利用日数分の 自己負担額)及び食費・おむつ代等(利用者負担額に含まれないもの)を お支払いください。

ホームページから電子申請できます

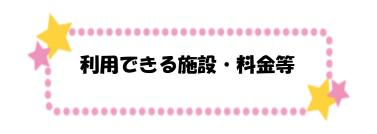
利用・支払い



お問い合わせ

佐久市役所 健康づくり推進課電話:0267-62-3189(直通)





- ①1日の利用料金は、お母さん及び赤ちゃん1人または双子の利用料金です。
- ②利用者は、利用日数分の利用者負担額を直接利用施設にお支払いください。
- ③食費、衣服等の洗濯料または賃貸料、乳児のミルク及びおむつ代は含まれませんので、 全額自己負担となります。利用者負担額とは別に利用施設からの請求額をお支払いください。

			<b>浅間総合病院</b> 佐久市岩村田1862-1 0267-67-2295	<b>佐久医療センター</b> 佐久市中込3400-28 0267-62-8181	** 浅間南麓 **こもろ医療センター 小諸市相生町3-3-21 0267-22-1070	<b>助産所とうみ</b> 東御市鞍掛198 0268-62-0168	※ 2 軽井沢西部総合病院 産院音々 御代田町御代田4107-40 0267-32-4711
受け入れ可能な期間			生後4か月未満	生後3か月未満	生後3か月未満	生後4か月未満	生後4か月未満
1日の 利用者 負担額	住民税 課税世帯	一般	3,184円	2,700円	2,400円	<b>※</b> 1 <b>4,500</b> 円	※1 6,500円
		双子	3,792円	3,300円	4,000円	5,500円	_
	住民税 非課税世帯	一般	O円	0円	円	O円	O円
		双子	O円	O円	OP	O円	_
	生活保護世帯	一般	O円	0円	O円	O円	HO
		双子	O円	O円	O円	O円	_

- ※1 1泊につき利用者負担額がかかります。
- ※2 利用者は産院音々で出産した方に限ります。

## ●市の負担額について

住民税課税世帯:利用料に100分の80を乗じ、2,500円を加算した額

住民税非課税世帯:利用料と利用料に100分の90を乗じ、5,000円を加算した額のいずれか低い額

